

貴族とは何か（東アジア）

池田 温

創価大学

前言

筆者は今回初めて「公家と武家—その比較文明的的研究」に参加する機会を得、シンポジウム開始後、以前既に1993年以来国際日本文化研究センターで村井康彦・笠谷和比古先生を中心に十数名のメンバーによる広範な学際的研究が進められ、2冊の論文集

『公家と武家—その比較文明的考察』

『公家と武家Ⅱ 「家」の比較文明的考察』

が思文閣出版から95・99年に公刊されていることを知った。そこには中国に関しても

大庭 脩「漢代の貴族」「中国古代の武士の「家」

笠沙雅章「門閥貴族から士大夫官僚へ」「北宋中期の家譜」

平田茂樹「宋代の宮廷政治—「家」の構造を手掛かりとして—」

の諸篇が収載されており、ひごろ不勉強の筆者にとっては啓蒙される処甚大である。本シンポジウム参加諸位に比し十年近く立遅れていることを痛感するが、対象が壮大なテーマなので、あせらずに上掲諸論に導かれ一歩ずつ着実に進んでゆきたい。

現在は東亜の日本・韓国・中国で「貴族」という漢語を、一般社会でも歴史学界でもほぼ共通の意味あいでも慣用している。したがってこの語の語義と用例を確認するところから出発するとしよう。筆者は中国中古史専攻なので、もっぱら中国資料特に史籍を中心にすえ、辞典等でおぎなうこととする。

1 貴族の語義

中国における貴族については、優れた専門家安田二郎氏（東北大学教授を2003年春定年退官、主著『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、2003）が平凡社『大百科事典』第4巻に寄稿された次の記述が最も参考になる。

「中国においては、六朝から隋・唐の時代に名家・高門・衣冠の族などと呼ばれ、高い官職を世襲的に占めて政治を占有するとともに、社会や文化の局面でも指導的役割を果たして中国の中世社会を特徴づけた上級の文人官僚層をいう。

貴族は、後漢末の混乱期に郷里社会救済や秩序維持に尽力した地方の名望家が発展したもので、国政の運営にこれら名望家の協力が不可欠であったこと、地域社会も権力機構とのパイプ役を特定の家に求めたこと、さらに九品官人法が出自重視の官吏選出を行ったことなどから、官僚となる家の特定化と〈門地〉(家格・家柄)の層序的固定化が進んで、門地に応じて就官の範囲に差別がある門閥貴族制が成立することになった。」(貴族(中国)、1984)

かかる貴族の概念を念頭におきつつ、この語の用例を原文に就いて検証することから始めよ

う。というのは今日普通語として汎用されている「貴族」も、前近代では必ずしも常用語とはいえ、稀に使用されるやや堅い語感を伴うことばだったらしいからである。

公家と武家シンポジウム第1回に報告された臈谷寿氏の論考では、『古事類苑』（人部）の「貴」の項・家永三郎「貴族論」（『新日本史講座』1949）・坂本太郎監修『日本史小辞典』（1957）等の説明を要約引用し、更に橋本義彦「貴族政権の政治構造」（『岩波講座日本歴史4』1976）に説かれる平安貴族の形成を引用した上で、「概念としての貴族の定義は、上述のことに尽きるであろう。」とされ、次に日本で「貴族」という名辞が文献史料に初見するのが『太平記』巻1の、京都から鎌倉に迎えられた第四代將軍九條頼経を指称した点を指摘された。十三世紀の史実を核に約一世紀後に撰成された『太平記』から、六百年しか経っていない点を臈谷氏は「意外に新しく」とされるのに較べると、注（4）に「なお「貴族」の語が中国において用いられるのは六朝時代からであるが、あまり一般的に使われたものではないらしい（共同研究のメンバーである東洋史の泰斗、京都大学名誉教授竺沙雅章氏のご教授による）。この名辞が我が国で多用されるようになるのは明治以降であろう。」と付言される如く、中国では六朝時代（魏晉南北朝、3～6世紀）に溯るから、貴族の語は日本におけるより倍以上の長い歴史を有することとなる。

近代日本の中国史研究を代表する内藤虎次郎（湖南1866-1934）が、六朝を門閥貴族の時代と認め、それが隋唐で漸次変質し唐後期から五代に衰滅したと見通す史観を打建てて^①以来、この時代観は宮崎市定（1901-95）^②・宇都宮清吉（1905-98）^③・谷川道雄（1925-）^④らにより継承展開されてきた。そして前掲安田氏の定義的説明におおむね集約されているが、「貴族」の語自体の用例を検索しそれに即して問題を考究することは殆ど行われてこなかった。そこでこの機会に初歩的探査を試みよう。

2 中国における貴族の語の用例

1 初見

司馬遷『史記』卷八高祖本紀

九年、……是歲徙貴族楚昭・屈・景・懷、齊田氏關中。（中華書局標点本2冊386頁）^⑤

班固『漢書』卷1下高帝紀下

九年冬……十一月徙齊・楚大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏五姓關中、與利田宅。（中華書局標点本1冊66頁）

前漢劉邦の9年（B.C.198）に楚・齊の有力豪族を漢中に移住させた著名な施策は名臣婁敬の献策を採用したものであった。婁敬伝の記事を摘録すると、

『史記』卷99劉敬伝（婁敬は功により漢王室の姓劉を與えられた）

劉敬從匈奴來、因言、……今陛下雖都關中、實少人。北近胡寇、東有六國之族、宗彊。一日有變、陛下亦未得高枕而臥也。臣願陛下徙齊田、楚昭・屈・景、趙・韓・魏後、及豪桀名家居關中。無事可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐。此疆本弱末之術也。上曰善。迺使劉敬徙所言關中十餘萬口。（同前8冊2720頁）

『漢書』卷43劉景伝

敬從匈奴來、因言、……今陛下雖都關中、實少人。北近胡寇、東有六國疆族、一日有變、陛下亦未得安枕而臥也。臣願陛下徙齊諸田、楚昭・屈・景、趙・韓・魏後、及豪傑名家、且實關中。無事可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐。此疆本弱末之術也。上曰善、及使劉敬徙所言關中十餘萬口。（同前7冊2123頁）

のように概ね一致し、基本的に『漢書』が『史記』を踏襲しているが、但だ11月に繋げ、貴族を大族に改める等細部に手を加えたと察せられる。貴族の語を避けたのは、それがやや耳慣れぬ語であったからではあるまいか。經子にわたる先秦文獻にその用例が知られぬ點も思い合わされる。

漢初の豪族移住については、後漢荀悦の『前漢紀』卷4高祖皇帝紀には
九年冬……十有一月、徙群國大族豪傑名家十餘萬戶以實關中、婁敬之計也。（四部叢刊本1葉背）

と要約して伝え、唐の杜佑『通典』卷一九四邊防十北狄一匈奴上は
敬從匈奴來、因言、……夫諸侯初起時、非齊諸田、楚昭・屈・景莫興。今陛下雖都關中、實少人。北近胡寇、東有六國強族、一日有變、陛下未得安枕而臥也。臣願徙齊諸田、楚昭・屈・景、燕・趙・韓・魏後、及豪傑名家於關中。無事可以備胡。諸侯有變、亦足率以東伐。此強本弱末之術也。帝曰善、及從敬議、徙十餘萬口。（中華書局校點本5冊5306頁）

の如く『漢書』に據っており、宋の司馬光『資治通鑑』卷12漢紀四高帝九年は
冬……劉敬從匈奴來、因言、……秦中新破少民、地肥饒可益實。夫諸侯初起時、非齊諸田、楚昭・屈・景莫能興。陛下雖都關中實少民、東有六國之強族、一日有變、陛下亦未得高枕而臥也。臣願陛下徙六國後及豪傑名家居關中。無事可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐。此強本弱末之術也。上曰善。十一月徙齊・楚大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏五族及豪傑於關中、與利田宅凡十餘萬口。（古籍出版社標点本1冊383頁）

のように『漢書』を採用している。

結局廣汎に普及した『漢書』のかげにかくれ、『史記』の貴族の用例も目立たずに終わったとみられる。

2 正史の用例

『漢書』『後漢書』には貴族の語は見えぬようであるが、匈奴傳に附された文穎（南陽人、後漢末荊州從事、曹魏建安中甘陵府丞）の注に一個所この語が現れる。

復株叒若鞮單于立、……復株叒單于復妻王昭君、生二女、長女云爲須卜居次、^(一) 小女爲當于居次。^(二)

(一) 李奇曰、居次者女之號、若漢言公主也。

文穎曰、須卜氏、匈奴貴族也。

(二) 文穎曰、當于亦匈奴大族也。

師古曰、須卜・當于、皆其夫家氏族。

（中華書局標點本11冊3808頁）

以下正史の引用はすべて中華書局標點本による。）

これにより匈奴の大族を貴族とも言ったことが知られる。

辞典類に採録された「貴族」の用例では、三国時代曹魏の皇族で文名高い曹植（192—232）の上奏に

華宗貴族、藩王之中、必有應斯舉者。

（『三国志』卷19陳思王植傳、2冊573頁、嚴可均『全三國文』卷16収〈上疏陳審舉之義〉三葉背）

と見えるのが最古と認められる。それについて曹魏の文臣で晉初に歿した王沈の〈穢時論〉に多士豊於貴族、爵命不出閭庭。（『晉書』卷92文苑王沈傳、8冊2382頁）

の文言が現れ、また晉の列女傳に

若連姻貴族、将来庶有大益矣。（『晉書』卷96列女傳周顛母李氏、8冊2514頁）

と見え、或いは姚興載記に

〔桓〕謙江左貴族、部曲徧於荊楚、晉之將士皆有叛心。（『晉書』第118姚興載記下、10冊2994頁）

の用例がある。かように魏晉時代の正史に四處の用例が見出され、いずれも高級官人乃至その一族を意味していると解される。最初の例では、華宗（有力大姓）・藩王（皇族）と併列されるので、貴族もそれらと対等な者を指すとみなされる。周顛の母李氏の例は、南朝劉宋の劉義慶撰『世説』賢媛第19にある「若し貴族に連姻せば、将来或いは多いに益あらん」の語を、唐初に編纂された現行『晉書』がそのまま引継いでおり、姚興載記の例も北魏の崔鴻『十六國春秋』の文が晉書の原拠となっている（湯球『十六國春秋輯補』卷52、弘始11年條）。次に南北朝時代（5、6世紀）では、『宋書』1例、『南史』3例、『魏書』3例、『北史』5例の計12箇所¹に貴族の語が現れるが、重複を省くと8例となる。

まず南朝の例は

郡縣監司、不得妄出、貴族豪士、莫敢犯禁。（『宋書』卷53謝方明傳、5冊1524頁、『南史』卷19、同上、録下二句、2冊537頁）

以上劉宋1例、ついで蕭齊胡諧之傳

建元2年（480）爲給事中・驍騎將軍、上方欲獎以貴族盛姻、以諧之家人語僞音不正、乃遣宮内四五人往諧之家教士女語。二年後帝問曰、鄉家人語音已正未？諧之答曰、宮人少、臣家人多、非唯不能得正音、遂使宮人頓成僞語。帝大笑、徧向朝臣說之。（『南史』卷47胡諧之傳、4冊1176頁、『南齊書』卷37同傳は右の記事を缺く。李延壽挿入か。）

また蕭梁韋睿の子韋放傳

初放與吳群張率皆有側室懷孕、因指爲昏姻。其後各產男女、未及成長而率亡、遺嗣孤弱、放常贈卹之。及爲北徐州、時有貴族請昏者、放曰、吾不失信於故友。及以息岐娶率女、又以女適率子、時稱放能篤舊。（『南史』卷58韋睿子放傳、5冊1431頁、『梁書』卷28同上傳では貴族を勢族に作る、2冊423頁。）

の如く3例知られるが、留意すべきは『梁書』が勢族に作る個所を『南史』が貴族にしている点で、初唐の李延壽に至り貴族の語が普通名辞として汎用されるようになったと解し得よう。

次に北朝では南朝に比し貴族の用例が目につき、正史たる魏収『魏書』に三例見出される。

高宗拓跋濬帝紀の和平四年（463）十二月

壬寅詔曰、夫婚姻者人道之始、是以夫婦之義、三綱之首、禮之重者莫過於斯、尊卑高下宜令區別。然中代以來、貴族之門多不率法、或貪利財賄、或因緣私好、在於苟合、無所選擇。令貴賤不分、巨細同貫、塵穢清化、虧損人倫、將何以宣示典謨、垂之來裔。今制皇族・師傅・王公侯伯及士民之家、不得與百工・伎巧・卑姓爲婚、犯者加罪。（『魏書』卷5高宗文成帝紀、1冊122頁。『北史』卷2魏本紀二高宗文成帝、1冊72頁同旨、部分有省略、師傅作肺腑、士民作士庶、唐諱）

また世宗宣武帝元恪紀延昌二年（513）秋

九月丙辰、以貴族豪門崇習奢侈、詔尚書嚴立限級節其流宕。（『魏書』卷8世宗宣武帝元恪紀、1冊213頁）

のように貴族が豪門と並んで贅澤禁止の対象となっていた。他方西南の少数民族獠傳に獠者蓋南蠻之別種、……依樹積木以居其上名曰干蘭、干蘭之大小隨其家口之數。往往推一長者爲王、亦不能遠相統攝。父死則子繼、若中國之貴族也。（『魏書』卷101獠傳、6冊2248頁。『北史』卷95獠傳、10冊3154頁）

『魏書』の卷101は『北史』で補ったものらしく、魏収の原型とは異なり、また卷末に標點者（唐長孺とその高弟たち）の次の校勘記が附されている。

〔三八〕若中國之貴族也、『御覽』卷796、3534頁「貴」作「黨」、疑「貴」字訛。（『魏書』6冊2257頁）

しかし筆者の感じでは貴族で支障なく、黨族の方が獠傳のコンテキストにふさわしからぬように思える。

李延壽『北史』にはなお次の2例が見える。

〔源〕文宗以貴族子弟升朝列、才識敏贍、以幹局見知。然好游貴要之門、時論以爲善附會。（『北史』卷28源賀曾孫彪（字文宗）傳、4冊、1032頁）

〔李〕庶生而天闈、崔謔調之曰、教弟種鬚、以錐徧刺作孔、插以馬尾。庶曰、先以此方回施貴族、藝眉有効、然後樹鬚。世傳謔門有惡疾、以呼沱爲墓田、故庶言及之。（『北史』卷43李崇傳附李庶傳、5冊1605頁）

続く隋唐時代（7～9世紀）（附五代、10世紀前半）には7例が見えるにとどまり、六朝時代に比しやや少い。以下貴族の現れる記事を列举しよう。

〔元和六年（811）〕三月……乙卯、畿内軍鎮牧放、駙馬貴族略獲、並不得帶兵仗、恐雜盜也。（『舊唐書』卷14憲宗李純本紀上、1冊434頁。）

夫孫盛實錄取嫉權門、王韶直書見讎貴族。人之情也、能無畏乎！其不可三也。（『舊唐書』卷102劉子玄傳、5冊3169頁。『新唐書』卷132劉子玄傳、8冊4520頁同旨、文字稍略。原拠劉知幾『史通』卷20忤時篇）

〔李寶臣〕……惟簡實臣第三子、……子元本、生於貴族輕薄無行。……以元本功臣之後、得減死杖六十、流象州。（『舊唐書』卷142李寶臣傳附、6冊3871頁）

時迴鶻有特勤那頤啜擁赤心宰相一族七千帳東逼漁陽。仲武遣其弟仲至與裨將游奉寰・王如清等、率銳兵三萬人大破之。前後収其侯王貴族千餘人、降三萬人、獲牛馬・橐駝・旗纛・罽幕

不可勝計。(『舊唐書』卷180張仲武傳、7冊4677-8頁、『新唐書』卷212張仲武傳同趣、但文省)

天寶初(729)貴族及士民好爲胡服胡帽、婦人則簪步搖釵、衿袖窄小。(『新唐書』卷34五行志一服妖、2冊879頁)

松外蠻尚數十百部、大者五六百戶、小者二三百。凡數十姓、趙・楊・李・董爲貴族、皆擅山川、不能相君長。有城郭・文字、頗知陰陽歷數。(『新唐書』卷222下南蠻傳下松外蠻、10冊6321頁)

渤海本號靺鞨、高麗之別種也。唐高宗滅高麗、徙其人(民)散處中國、置安東都護府於平壤以統治之。……中宗時置忽汗州、以祚榮爲都督封渤海郡王、其後世遂號渤海。其貴族姓大氏、開平元年(907)國王大諲譔遣使者來、訖顯德(954-9)常來朝貢。其國土物產與高麗同。諲譔世次・立卒、史失其紀。(『新五代史』3冊919-20頁)

以上を通覧すると、『史通』の記事を除けば、李寶臣は「范陽城旁奚族也」とされ安祿山の仮子になった者であるから、すべて漢族以外の少数民族の諸族にかかわる記事である。

降って宋遼金元時代(十世紀後期-十四世紀中期)の正史には計20例の貴族の語が見出され、下の如くである。

初〔夏〕執中與其微時妻至京、宮人諷使出之、擇配貴族欲以媚后。執中弗爲動。他日后親爲言、執中誦宋弘語以對、后不能奪。(『宋史』卷243后妃夏皇后傳、25冊、8651-2頁)

太宗即位補右班殿直。太平興國中(976-83)出護登州兵、召還監儀鸞司。累遷西頭供奉官、其下多貴族子弟、頗豪縱徼幸。(『宋史』卷268楊守一傳、26冊9224頁)

〔許〕元在江淮十三年、以聚斂刻剝爲能、急於進取、多聚珍奇以賂遣京師權貴、尤爲王堯臣所知。發運使治所在真州、衣冠之求官舟者日數十輩。元視勢家貴族、立權巨艦與之。即小官悍獨、伺候歲月有不能得。人以是憤怨、而元自以爲當然、無所愧憚。(『宋史』卷299許元傳、28冊9944-5頁)

及立后則不選于妃嬪而卜于貴族、所以遠嫌、所以爲天下萬世法也。陛下之廢孟子、與郭后無以異。(『宋史』卷345鄒浩傳、31冊10956頁)

范鎮之孫祖平爲傭奴、〔洪〕皓言於金人而釋之。劉光世庶女爲人豢豕、贖而嫁之。他貴族流落賤微者、皆力拔以出。(『宋史』卷373洪皓傳、33冊、11562頁)

遷吏部侍郎兼修玉牒官兼樞給事中、論駁十有六事、皆貴族近習之撓政體者。(『宋史』卷406許奕傳、35冊、12269頁)

嘉熙4年(1240)拜右諫議大夫入對言、……甚者富巨室武斷鄉閭、貴族豪宗侵牟民庶。(『宋史』卷419徐榮叟傳、36冊、12556頁)

〔聖宗太平八年(1028)〕十二月……丁亥宋遣寇瑊・康德求賀千齡節、朱諫・曹英・張逸・劉永釗賀來歲兩宮正旦。詔兩國舅及南・北王府乃國之貴族、賤庶不得任本部官。(『遼史』卷17聖宗本紀8、1冊203頁)

〔天祚帝天慶五年(1115)〕8月……兩寅以圍場使阿不爲中軍都統、耶律張家奴爲都監、率番・漢兵十萬、蕭奉先充御營都統、諸行營都部署耶律章奴爲副⁽²⁾、以精兵二萬爲先鋒。餘分五部爲正軍、貴族子弟千人爲硬軍、扈從百司爲護衛軍、北出駱駝口。以都點檢蕭胡覲姑爲都

統、樞密直學士柴誼爲副、將漢步騎三萬、南出寧江州、自長春州分道而進、發數月糧、期必滅女直。

九月丁卯朔女直軍陷黃龍府。……乙巳耶律章奴反、奔上京謀迎立魏國王淳。……順國女直阿鶻產以三百騎一戰而勝、擒其貴族二百餘人、並斬首以徇。其妻子配役繡院、或散諸近侍爲婢、餘得脫者皆奔女直。章奴詐爲使者、欲奔女直、爲邏者所獲、縛送行在、腰斬于市、剖其心以獻祖廟、支解以徇五路。（『遼史』卷28天祚帝紀2、1冊332—3頁）

大惕隱司、太祖置、掌皇族之政教。興宗重熙二十一年（1052）、耶律義先拜惕隱、戒族人曰、國家三父房最爲貴族、凡天下風化之所自出、不孝不義雖小不可爲。（『遼史』卷45百官志1北面、3冊694頁）

景宗疾大漸、與耶律斜軫俱受顧命、立梁王爲帝、皇后爲皇太后、稱制、隆運總宿衛事、太后益寵任之。……〔統和〕九年（991）復言燕人挾姦苟免賦役、貴族因爲囊橐、可遣北院宣徽使趙智戒諭、從之。（『遼史』卷82耶律隆運傳、5冊1290頁）

〔耶律章奴〕又攻上京不克、北走降虜。順國女直阿鶻產率兵追敗之、殺其將耶律彌里直、擒貴族二百餘人、其妻子配役繡院、或散諸近侍爲婢、餘得脫者皆遁去。章奴詐爲使者、欲奔女直、爲邏者所獲、縛送行在、伏誅。（『遼史』卷100耶律章奴傳、5冊1431頁）

贊曰、……金之徒單・孛懶・唐括・蒲察・裴滿・紇石烈・僕散皆貴族也。天子娶后必于是、公主下嫁必于是、與周之齊・紀無異、此昏禮之最得宜者、盛於漢・唐矣。（『金史』卷120世戚傳贊、8冊2629頁）

至元10年（1273）擇貴族子備宿衛、召亦力撒合至闕下、以爲速古兒赤、掌服御事甚見親幸。有大政時以訪之、稱之曰秀才而不名。（『元史』卷120察罕亦力撒合傳、10冊2957頁）

賽典赤瞻思丁一名烏馬兒、回回人別菴伯爾之裔。其國言賽典赤猶華言貴族也。太祖西征、瞻思丁率千騎以文豹白鶻迎降、命入宿衛從征伐、以賽典赤呼之而不名。（『元史』卷125賽典赤瞻思丁傳、10冊3063頁）

粘合重山金源貴族也。國初爲質子、知金將亡遂委質焉。太祖賜畜馬四百匹、使爲宿衛官必闍赤。（『元史』卷146粘合重山傳、11冊3465—6頁）

〔寶〕默與王磐等請分置翰林院、專掌蒙古文字、以翰林學士承旨撒的迷底里主之。……默又言、……今宜建學立師、博選貴族子弟教之以示風化之本。（『元史』卷158寶默傳、12冊3732頁）

〔賀〕仁傑在官五十餘年、爲留守者居半。車駕春秋行幸、出入供億、未嘗致上怒。其妻劉沒、帝欲爲娶貴族、固辭乃娶民間女。已而喪明、夫妻相敬如初、未嘗置媵妾。（『元史』卷169賀仁傑傳、13冊3969頁）

続く明朝の正史『明史』332卷（清張廷玉等撰、1735年定稿、39年（乾隆4）刊行）には貴族の語は意外に見当たらぬようである。そして中華民国時代に編纂された『清史稿』（趙爾巽等撰、536卷、1928年刊、中華書局標点本1977年刊）に次の一條が見える。

二十二年（1896）四月、俄皇^{ニコラス}二世加冕、命李鴻章爲專使、王之春爲副使、贈俄皇頭等第一寶星。九月與俄訂新約。……約成、俄使貴族^{ドブンスキ}鄔多穆斯契以報謝加冕使來北京、議立華俄銀行。（『清史稿』卷153邦交志1俄羅斯、16冊4507頁）

以上掲出した正史の貴族用例は計46項に及ぶ。この作業に当り、満田剛氏（創價大学文学部講師）は臺北中央研究院計算中心の廿五史データベースを検索し「貴族」の検索報表（翰典）一五頁⁶⁾を提供された。その労に対し深謝の意を表する。

3 その他の用例

汗牛充棟をなす傳統中國の書籍については系統的調査は容易でなく、當面代表的辞典⁷⁾に収録される「貴族」の用例を一瞥し、なお廿五史の卷末校勘記に見える二、三例と李燾『續通鑑長編』の二例を加えるにとどめる。

裴侍中英起淮南貴族、兼事戎行。（徐陵〈爲梁貞陽侯與太尉王僧辯書〉『文苑英華』卷682（現行本卷677）『徐孝穆集』卷5（四部叢刊集部）5葉背

禄卹即差使庶民向貴族或官僚納資代役、作爲俸祿的一種形式。（『魏書』卷103蠕蠕傳校勘記〔13〕、6冊2316頁）

按「内參」就是宮庭閹宦、諸王家的閹人不能叫「内參」、王公貴族家照例都有閹人、不能說是「擅置」。（『北齊書』卷12范陽王紹義傳校勘記〔2〕、1冊166頁）

（中元甲子以辛丑（881）駕幸蜀四首之四）

（『才調集』卷八取題〈偶懷〉、『又玄集』卷下取題〈聞大駕巡幸〉）

白丁攘臂犯長安

翠輦蒼黃路屈盤

丹鳳有情塵外遠（情塵一作懷雲）

玉龍無跡渡頭寒（跡一作主）

靜憐貴族謀身易（憐一作思）

危惜（惜一作覺）文王（王一作皇）創業難

不將不侯何計是

釣魚船上淚闌干

（羅隱『甲乙集』卷8（『四部叢刊』集部收）、『全唐詩』卷662、7592頁）

按當時貴族婦女多奉佛、或受戒而有「大師」之號？疑莫能定。（『金史』卷11章宗本紀3校勘記〔19〕、1冊264頁）

國初以供奉官・殿直・承旨爲三班、隸宣徽院。三班多貴族子弟、豪縱傲倖、未立程準、而奉使者多訴勞逸不均。是月始命御厨副使洛陽楊守素等點檢三班公事、權以内客省使廳事爲局、總其名籍、差定其職任、考其殿最焉。（此據『會要』及『楊守素傳』也。『實錄』于雍熙四年（987）七月庚辰書詔置三班院、以蔚進掌其事。然後書三班訴勞逸不均、蓋誤也。）

（『續資治通鑑長編』卷22、太平興國六年（981）二月丁酉條）

三司使吏部侍郎王拱辰爲回謝契丹使、德州刺史李珣副之。拱辰見契丹主於混同江、其國每歲春漲、於水上置宴釣魚、惟貴族近臣得與、一歲盛禮在此。每得魚必親酌勸拱辰、又親鼓琵琶侑之。謂其相劉六符曰、南朝少年狀元入翰林十五年矣、吾故厚待之。

（『續資治通鑑長編』卷177、至和元年（1054）九月辛巳條）

以下辞典の掲出する近現代文献の用例、

有達官貴族、被驅遣負屍、不順則鞭之。

（羅惇勳『庚子（1900）國變記』）

我們一定要警惕、不要滋長官僚主義作風、不要形成一個脫離人民的貴族階層。（毛沢東〈在中共第八屆中央委第二次全体會議上的講話〉1956年11月15日、『選集』第5卷、人民出版社

社、1977年4月、326頁）

現代の漢字使用圏においては、「貴族」は日本語のそれと殆ど異なることなく広く流通している。安田二郎『六朝政治史の研究』に附載された中国文〈提要〉（湖北省社会科学院歴史研究所所長夏日新写）も原和文に現れる「南朝門閥貴族体制」や「貴族社会」の語をそのまま使用する。山根幸夫編『中国史研究入門』上（山川出版社、1983、増補改訂版1991）中の〈魏晉南北朝時代〉（執筆池田）〈隋唐時代〉（執筆堀敏一）に頻出する貴族の語も高明士（1940-）・黄正建（1954-）両氏の漢訳いずれも日文のまま使用している（『中国史研究指南2』聯經出版事業公司、1990、93-199、297-432頁、『中国史研究入門上』社会科学文献出版社、1994、167-345頁、増訂本2000年、245-669頁）。日本書の翻訳に限らず、近代中国の学者の著述にあっては呂思勉『兩晉南北朝史』（開明書店、1948）第17章晉南北朝社會組織第一節昏制に「古者貴族之家、皆有妾媵、云々」（899頁）、唐長孺『魏晉南北朝隋唐史三論』（武漢大学出版社、1992）第一篇論魏晉時期的變化、第二章門閥政治、第三節貴族政權与中央集權（50頁）のように随処に貴族の語を用いており、士族・大族・望姓・衣冠之族・豪族等と併用されている。

韓国の서울大学の『東洋史講義要綱』（知識産業社、1987）は五 南北朝・隋唐時代のII「貴族制斗律令體制 I 貴族制社會斗形成斗構造」（41頁）の如く見出しを立てており、中国・日本と相通ずる。

3 語の用例を通してみた貴族の特性

以上正史については一応網羅的に、他ではごく限られた若干の例をあげるにとどまったが、通観して「貴族」の語はすでに『史記』高祖本紀九年（前198年）に初見し、魏晉以降各代に散見することが確認された。但だ門閥貴族時代とされる六朝にあってはその用例は決して多数に上らず、斯波六郎氏らの編になる『文選索引』⁶⁾によると「貴」字は計134例現れるが、「貴族」は見えない。又『明史』にもこの語は無く、最多の『宋史』すら496巻810万字餘の中で只8例にすぎない。すなわち前近代の中国では「貴族」はたえて常用語彙に入らなかったのである。

次に「貴族」は漢民族よりむしろ少数民族に関し多用される傾向が窺える。匈奴に始まり南蛮の獠・鮮卑・迴鶻・松外蛮・靺鞨・契丹・女真・回回・蒙古諸族に「貴族」が存し、正史をにぎわしている。

本シンポジウムのテーマ「公家と武家」に即すなら、中華世界の大半を占める漢族の伝統は武に比し文の優位が決定的であった。しかし門閥貴族の全盛期たる六朝にあっては、前掲徐陵の文にみえるように、江南の貴族は武装し多数の部曲を率い戦闘に従事することも稀ではなかった。宋代以降科挙制が重視され、武官に対する文臣の掣肘が強まり、軍士の蔑視傾向も目立つようになったのである。科挙には文挙と武挙兩種が併存したが、「政府でも世間でも、武挙に対する関心はきわめて薄く、その合格者に対する礼遇も、合格後の待遇もほとんど問題にならぬくらいであった」（宮崎市定『科挙』『中国の試験地獄』中公新書、1963、168頁、『全集15科挙』岩波書店、1993、399頁）。そして3年に1回行われる進士合格者の数も、「一定しない

が、およそ百名前後を常とする」(宮崎上掲172頁、『全集15』402頁)。北京の孔子廟に林立する明清兩朝の進士題名碑により例示すると、

年 次	第一甲	第二甲	第三甲	他文献による追補	合 計
明洪武 四1371	3 名	17 名	100 名	129 名	249 名
〃 一八1385	3	107	362		472
〃 二一1388	3	14	78		95
永 樂 二1404	3	93	374		470
隆 慶 二1568	3	77	323	7	410
天 啓 二1622	3	77	329		409
清順治 三1646	3	77	293		373
順 治一八1661	3	77	303		383
康 熙三九1700	3	60	242		305
雍 正 八1730	3	100	296		399
乾 隆四六1781	3	56	111		170
嘉 慶二五1820	3	100	143		246
道 光二七1847	3	110	118		231
同 治一三1874	3	132	202		337
光 緒二四1898	3	150	193		346
〃 三〇1904	3	120	150		273

の如く合格者数は変動しているが、文進士は三百人前後を一応めやすとすると、武進士の約3倍を算する(朱保焯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社、1980、上中下3冊、2415-2871頁)。

シンポジウムに名和修先生(財団法人陽明文庫長)が持参して来会者に参観の機会を与えられた朝鮮王朝十四代宣祖13年(1580)「謁聖試恩榮宴図」⁹⁾には文科及第者12名、武科及第者38名を夫々甲・乙・丙科順に録している。これは偶存した一例にすぎぬが、文科優位の伝統では大陸と変らぬ半島において、合格者の人数で武人の多かった場合の存したことを教える。

武家が公家に替って政治権力を握り封建社会を実現した日本では、武家政権の下で勿論科挙は行われず、士農工商四民の身分社会が近代以前に数百年続いたことは周知のとおり。それゆえ尚武の気風の強さでは大陸華人社会や半島とは対照をなしていた。但し大陸の遊牧系諸族が万戸-千戸-百戸の軍事組織で結集していたのに比べれば、はるかに文の比重が大きく、天皇・公卿は権威の象徴たる地位を永く保持し得たのである。¹⁰⁾

注

- (1) 内藤湖南の中国貴族制論は京都帝国大学の講義（1908-）で語られ、1911年10月辛亥革命勃発後大阪朝日新聞に掲載された11月11日講演の筆記「君主制か共和制か」中に、〈貴族政治の時代〉〈名族の全盛〉〈武人の勃興と名族の衰滅〉等の項目が標出されている。（『支那論』東京文會堂書店、1914年3月17日発行所収、『内藤湖南全集』第5巻、筑摩書房、1972年5月所収、309-18頁）。

唐宋の变革を貴族制から君主独裁制への一大転換としてとらえ、中世・近世と時代を劃す史観は「概括的唐宋時代観」（歴史と地理第9巻5号、1922年5月、『東洋文化史研究』（弘文堂、1936年4月所収、『全集』第8巻収、1969年8月、111-19頁）、『支那近世史』（弘文堂、1947年4月、『全集』第10巻収、1969年6月、第1章近世史の意義、第2章貴族政治の崩壊、347-68頁）にみられる。

- (2) 宮崎市定は「長い中国の歴史を見わたしたとき、われわれは三国六朝から隋唐までのおよそ700年間を貴族制の時代とよぶ。このころ社会の上流には、門閥を誇りとする貴族が、その家の古い歴史を笠に着て特権階級を形づくっていた。彼らは多く荘園の持主で、広い土地を所有し、貧困な農民を隷属させ、一方では商業や投機を行って経済的に富裕であるとともに、一方では朝廷にむかって官爵を要求し、それを自分たちの仲間だけで独占してきたのであった。」（『唐末五代』『世界の歴史』6、宋と元、中央公論社、1961年5月、『宮崎市定全集』9五代宋初所収、320頁）と述べる。中国の貴族制についての論述は『東洋における素朴主義の民族と文明主義の社会』（富山房、1940年4月、『全集』2東洋史所収）50-62頁、97-101頁、『東洋的近世』（教育タイムス社、1950年11月、『全集』2東洋史所収）175-89頁、『中国史』上（岩波全書、1977年6月、『全集』1中国史所収）総論4、中世とは何か、5近世とは何か、47-63頁、第2篇中世史、175-238頁、「清談」（史林31巻1号、1946年10月）、「六朝時代江南の貴族」（歴史教育41巻7号、1963年7月）、以上2篇『全集』7六朝所収、167-96頁、『九品官人法の研究—科挙前史』（東洋史研究会、1956年3月、『全集』6九品官人法所収、第3編余論—再び漢より唐へ、1官僚制と貴族制、2貴族と豪族、3士人と胥吏、43-149頁）等参照。

- (3) 宇都宮清吉の中国史像は「東洋中世史の領域」（東光2、1947年5月、『漢代社会経済史研究』弘文堂、1955年2月所収）1-14頁、「中国古代中世史把握のための一視角」1969年1月名古屋大学最終講義、『中国古代中世史研究』創文社、1977年2月所収、4「門閥ないし豪族」体制の成立、19-22頁、うかがわれ、貴族に関する専論は「世説新語の時代」（東方学報京都10冊2分、1939年4月、『漢代社会経済史研究』所収、）473-521頁、「唐代貴人についての一考察」（史林19巻3号、1934年7月、『中国古代中世史研究』所収、）618-68頁にみられる。

- (4) 谷川道雄の中国貴族論は『中国中世社会と共同体』国書刊行会、1976年9月、『中国中世の探求（歴史と人間）』日本エディタースクール出版部、1987年9月、網野義彦・谷川道雄『交感する中世（日本と中国）』ユニテ、1988年7月、『戦後日本の中国史論争』（河合文化教育研究所、1993年1月、第1章総論、）9-26頁、「総論「中国中世」再考」（『中国中世史研究続編』京都大学学術出版会、1995年12月、）13-35頁、『中国史とは私たちにどうして何か（歴史との対話の記録）』河合文化教育研究所、2003年7月、Ⅲ中国中世像をめぐる論戦、）71-101頁、等にみえる。

内藤史観の影響下に産れ、1960年代から宇都宮清吉を中心に運営された中国中世史研究会は、日本の中国中古史（魏晉南北朝隋唐時代）研究の代表的学会として活動を続け、川勝義雄（1922-84、主著『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、1982）・谷川道雄の指導のもとで論文集『中国中世史研究—六朝隋唐の社会と文化—』東海大学出版会、1970年3月、所収17篇、『中国中世史研究続編』京都大学学術出版会、1995年12月、所収17篇、を刊行した。その中で貴族制をテーマとするものは上田早苗「貴族的官制の成立—清官の由来とその性格—」、川勝義雄「貴族制社会と孫呉政権下の江南」、谷川道雄「北朝貴族の生活倫理」、葭森健介「六朝貴族制形成期の吏部官僚—漢魏革命から魏晉革命に至る政治動向と吏部人事—」等がある。

現代日本を代表する六朝貴族制論には上掲のほか越智重明『魏晉南朝の貴族制』研文出版、1982、中村圭爾『六朝貴族制研究』風間書房、1987が挙げられよう。

- (5) 『史記』本條の原文は今日までそのまま伝存し、古写本に異動は見られぬようである。滝川龜太郎『史記会注考證』第2巻、東方文化学院東京研究所、1932、75-6頁も（清）姚範〔1702-71〕「援鶴堂筆記」の「楚・齊の貴族を従すは妻敬の策に従う」という説を引くにとどまる。

- (6) 臺北中央研究院計算中心Academia Sinica Computing Centre ASCCの瀚典は、検索条件を「貴族」として52項を列挙する。北京中華書局標点本廿五史について「貴族」の現れる箇所を前後数行にわ

たって掲出し、書名巻数伝名頁次等を緑字で、貴族を紅字で印出し一目瞭然たらしめている。但し『宋史』巻274史珪伝の「〔郭〕 貴の族人・親吏の徳州に在る者」について「貴族」2字をひとまとめにし、また『清史稿』巻278慕天顔伝の「揚州知府高德貴……京口防禦高騰龍は徳貴の族なり」についても「貴族」2字を一語とするのは、共に不当なので本稿でははぶかねばならない。その他『魏書』巻101・103『北齊書』巻12及び『金史』巻11の計4項は現代の標点本編者の附した巻末注中に現れるので、正史の本文とは区別する必要がある。

- (7) 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館第10巻730頁、「貴族」139キゾク 身分のたふとい家柄。地位高く特権ある階級。華族。〔晋書列女周顛母李氏伝〕「若し貴族に連姻せば将来庶わくは大益あらむ矣。」〔徐陵 貞陽侯の爲に王太尉僧辯に与ふる書〕「淮南の貴族は、兼ねて戎行を事とす。」以下〔貴族院〕〔貴族制〕〔貴族的〕〔貴族政治〕〔貴族院議員〕の五項をのせる。

張其昀監修、林尹・高明主編『中文大辞典』中華學術院中国文化研究所（華岡出版部）1973、第8巻1344頁は、基本的に諸橋を基礎とし、「家世の顯貴なる者を謂う。歐洲古代及び中世に貴族と平民の分あり、貴族は政治上の特権階級爲り、皇族・領主等の如き是なり。今英・日等君主立憲國家は其の上議院を貴族院と爲し有爵の人を以て之と爲すと解説する。用例は諸橋と同じ『晋書』「徐陵文」をかかげ、末に〔貴族文学〕〔貴族制〕〔貴族政治〕〔貴族院〕〔貴族院議員〕5項をかかげる。

羅竹風主編『漢語大詞典』第10巻、上海、漢語大詞典出版社、1992年12月、147頁〔貴族〕「奴隸社會封建社會の統治階級中、政治經濟特権を享有する階層。封建社會に在っては世襲爵位と領地を具有する各級封建主を指し、主として皇室の宗族子弟と功臣である。また顯貴なる世家大族を指すと解説し、用例に『三国志』曹植伝・『晋書』王沈伝。唐の羅隱「中元甲子辛丑を以て駕蜀に幸す」詩の第四、羅惇轟「庚子國變記」を列挙し、後にはまた社會上特権を享有する階層を泛指したとのべ、毛沢東の「中國共產黨第八屆中央委員會第二次全體會議上の講話」「われわれは必ず充分に警戒し、官僚主義のやり方をはびこらせてはならず、人民を離れた貴族階層をこしらえてはならぬ」を挙げる。

- (8) 斯波六郎（1894-1959）編『文選索引』第2冊（唐代研究のしおり特集第2）京都大学人文科学研究所、1958年1月、1392-93頁〔貴〕。貴1字で現れる用例が91例、貴賤が11例、富貴が21例、爲貴が6例、可貴5例、所貴5例、貴人2例、貴仕2例、計143例。
- (9) 「謁聖試恩榮宴図」については宮崎市定「宣祖時代の科挙恩榮宴図について」朝鮮学報29輯、1963年10月、1-24頁参照。これにはカラー図版が附されているが、『宮崎市定全集』第15巻。岩波書店、1993年1月、447-474頁所収には白黒写真となっている。
- (10) 本稿では近代の貴族・貴族院等については触れ得なかった。漢族の文武観をめぐっては、雷海宗（1902-62）の『中国文化与中国的兵』上海商務印書館、1940、（商務印書館文庫）2001年6月、北京商務印書館が示唆に富む。上編総論4に「無兵の文化」の章があり、（一）政治制度之凝結（二）中央与地方（三）文官与武官（四）士大夫与流氓（五）朝代交替（六）人口与治乱（七）中国与外族に分ち、先秦は動の時代、兵の価値ある時代であったに比し、秦漢以後は消極的な無兵の文化と批判する。ここには国民党治下における抗日意識をくみとるべきであろう。